

赤い羽根共同募金

平成30年度 防災活動支援事業 取扱要領

1. 助成対象団体について

赤い羽根共同募金 防災活動支援事業の助成対象団体は、原則、県内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童施設（保育所）を運営する法人とする。

ただし、過去に本助成を受けていない施設に限ることとする。

また、県内の社会福祉協議会、学区・地区社会福祉協議会についてもこれを対象とする。

2. 助成対象事業について

助成対象事業は、次のとおりとする。

(1) 防災機器整備事業

防災活動に必要な資機材の整備とする。

なお、一連の防災・減災活動に必要と説明できる複数の資機材を組み合わせ、申請することも可とする。

また、社会福祉協議会については、原則として、学区・地区社会福祉協議会のみを対象とする。

(資機材整備事例)

防災テント、防災倉庫、発電機、担架、リヤカー、防災ずきん・ヘルメット・ビブス等

以下のものについては対象外とする。

事務用の備品（パソコン、プリンター・デジタルカメラ等）、啓発用看板・旗、AED、備蓄用の食糧・飲料水・消耗品等

(2) 防災活動支援事業

社会福祉協議会、学区・地区社会福祉協議会が行う地域住民を対象とした防災研修等を対象とする。

- ・コーディネーター養成研修・災害対策講習会
- ・災害ボランティア活動マニュアルの作成等

3. 助成額について

(1) 防災機器整備事業

助成額は対象事業費の3/4を助成するものとし、助成限度額は20万円とする。

(2) 防災活動支援事業

助成額は対象事業費の3/4を助成するものとし、助成限度額は50万円とする。

4. 事業の実施について

助成対象事業は、助成決定通知日（平成30年8月予定）以降の事業着手とし、平成32年3月31日までに完了するものとする。（助成金の請求は事業完了後、かつ平成31年1月1日以降とする。）

なお、助成が決定した場合は、改めて、複数の見積書を取得し、適正な事業実施を行うこととする。

滋賀県共同募金会からのお願い

共同募金は、各地域において地元の商店や企業等の皆さまから法人募金として、たくさんのご協力をいただいております。こうしたことから、見積り依頼業者は、原則として地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。

5. 赤い羽根共同募金の明示について

赤い羽根共同募金は、その「つかいみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知って頂く必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するにあたっては、購入備品等には必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、ホームページや会報等により広く広報することとする。

6. 明示費用について

共同募金助成の明示（ペイント）費用については見積書の提示により、別途本会が3万円を上限とし負担する。

7. 申請について

- (1) 別に定める『平成30年度「防災活動支援事業」申請書』を本会事務局に提出する（郵送可）
- (2) 申請は1団体1事業とする。
- (3) 申請書の提出期限は平成30年5月末までに本会に必着とする。
- (4) 学区・地区社会福祉協議会において事業を要望する場合は、事業を担当する職員が次のとおり配置されており、資機材を適正に保管する場所があることとする。

ア. 事業を実施するために、整備した資機材を適正に管理する職員が配置されているものとする。（他団体の職員が社会福祉協議会の業務を行っている場合も職員とみなすこととする。（例：〇〇市役所支所・公民館等））

イ. いずれも、常勤職員、嘱託職員、臨時職員を問わない。

ウ. 学区・地区社会福祉協議会が事業を要望する場合は、市町社会福祉協議会が要望をとりまとめ、調整のうえ申請一覧を作成し提出するものとする。

8. 助成金の決定について

- (1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は過去の受配状況も考慮する。
- (2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施、また申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
- (3) 助成決定通知後の学区・地区社会福祉協議会に対する事務手続きや精算等については、決定した学区・地区社会福祉協議会が本会に対して直接手続きを行うこととする。

9. その他

本助成事業の決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3-28 (滋賀県厚生会館内)

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail: info@shiga-akaihane.org

ホームページ: <http://www.shiga-akaihane.org>